

社会福祉法人名取市社会福祉協議会広告掲載に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、名取市社会福祉協議会（以下「社協」という。）で発行する広報誌「なとり社協だより」を活用し、名取市民の皆様に関連ある企業や施設、団体などにPRの場を提供し、事業活動の一助とするとともに社協が行う地域福祉活動にご支援をいただくことを目的とする。

(掲載の要件)

第2条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。なお、掲載する広告がリンクするWebページの内容についてもこの要件を適用する。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの
- (5) 社協の公共性、公益性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (6) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと名取市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が認めるもの

(掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載順位について、広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）が募集枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。

- (1) 社協の法人会員になっている申込者
- (2) 市内に本社または本所、事業所等を置く申込者
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人及びそれに類する申込者
- (4) 前号(1)～(3)によっても募集枠数を超えるときは、社協への申込み到着順により決定する。なお、同日に郵送による複数の申込みがあった場合は、社協の役職員による抽選で決定する。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、募集期間等を定め、社協で発行する広報紙、ホームページ等により行うものとする。

(掲載の申込み)

第5条 申込者は、広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告のデータ等を添えて、会長に申し込まなければならない。なお、当該申込書及び添付されたデータについては返却しない。

2 申込者が申込みできる広告は、原則1枠とする。ただし、申込者が募集枠数に満たないときは、この限りではない。

(掲載の決定)

第6条 会長は、広告の掲載の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、掲載の決定をしたときは広告掲載決定通知書(様式第2号)により、掲載できないと決定したときには、広告非掲載決定通知書(様式第3号)により、それぞれ申込者あてに通知する。

(広告の掲載料及び位置)

第7条 広告の規格、掲載料等については、別表のとおりとする。

2 前条による広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、会長の指定する期日までに掲載料を一括納付するものとする。ただし会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 広告の掲載位置は、社協の指定する位置とする。

(広告主の責任等)

第8条 広告に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿は、広告主が作成するものとする。

(掲載の取消し)

第9条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 広告主が、第7条第2項に規定する掲載料を指定期日までに納付しなかったとき。
- (3) 広告掲載に係る手続等において広告主の虚偽が判明したとき。
- (4) その他、掲載する広告の発行が、法人運営上支障があると会長が認めたとき。

(掲載料の返還)

第10条 既納の掲載料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する時は、掲載料の全部または一部を返還することができる。

- (1) 前条第1号の規定により広告掲載の決定を取り消したとき。
- (2) 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告を掲載できないとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、文書をもって広告掲載の取下げを申し出ることができる。ただし、既納の掲載料は返還しない。

(免責)

第12条 第9条の規定による掲載の取消しまたは事故、天災事変等の不可抗力その他社協の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、社協はその賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

広報誌「なとり社協だより」広告の規格、掲載料等

区分	内容
規格（1 枠）	縦 45 mm ×横 85 mm
掲載場所	中面 カラーページ 最下段
掲載回数	年2回（10月、3月）
発行部数	約 33,000 部（名取市内全域）
掲載枠	原則1社1枠とするが、申込者が募集枠数に満たない場合はこの限りではない。
掲載料	1 枠 一般 15,000 円（税込） 会員 12,000 円（税込）